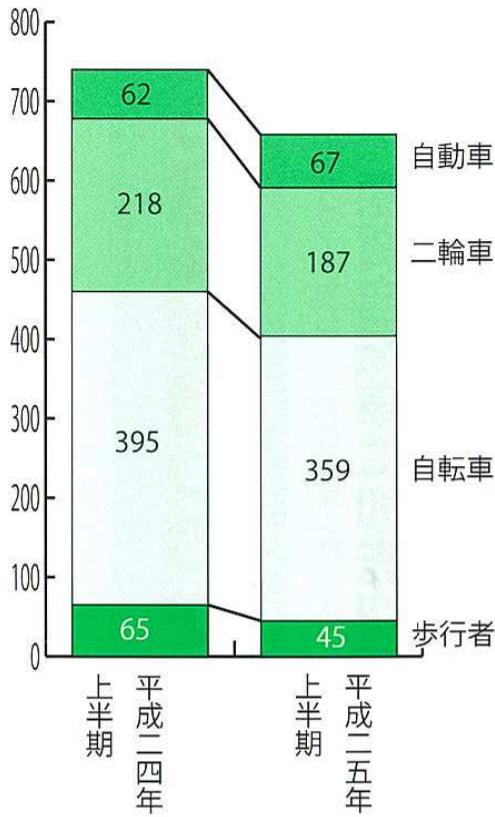


交通安全教育資料

特集 自転車の交通違反 検挙者急増の実態

県内高校生の状態別交通事故発生死傷者数の推移（平成25年上半期）

(県警調べ・保健体育課作成)



*第一当事者 過失が一番重い人をいい、一般的には加害者を指す。同程度の場合は、人身傷害が一番軽い人。

交通事故の大半の要因については、今後の検証が待たれます。重大な事故が減少しているわけではありません。長期間に及ぶ入院や療養が必要になるなど、学校生活に大きな影響を与える事故も発生しています。計画的・継続的なきめ細かい指導の必要性は言うまでもありません。

高校生の交通事故発生件数の半数を占める自転車事故の中で、高校生が^{*}第一当事者となる事故が増加しています。三九四件の内、一一一件（二八%）が第一当事者となっています。今年七月には九千万円超という損害賠償を命じる裁判結果が出た事故もありました。加害事故が増加していることを考えると、保険加入の重要性が増していると思われ、保険加入を含めた安全指導が必要とされています。

県警によると、平成二十五年上半期の高校生交通事故発生件数は七一七件で、死傷者数は六五八名となっています。昨年同期と比較すると、件数では一〇九件、死傷者数では八二名の大幅な減少となります。

状態別では、自転車が三五九名と全体の過半数を超え、二輪車の一八七名を大きく上回っています。以下、自動車六七名、歩行者四五名と続いています。全体では事故件数、負傷者数が大きく減少している中で、自動車の事故が増加しています。

高校生の交通事故発生件数の半数を占める自転車事故の中で、高校生が^{*}第一当事者となる事故が増加しています。三九四件の内、一一一件（二八%）が第一当事者となっています。今年七月には九千万円超という損害賠償を命じる裁判結果が出た事故もありました。加害事故が増加していることを考えると、保険加入の重要性が増していると思われ、保険加入を含めた安全指導が必要とされています。

県内高校生の死傷事故 大幅減！

自転車事故が過半数

自転車による交通違反はどういう意味を持つのか？

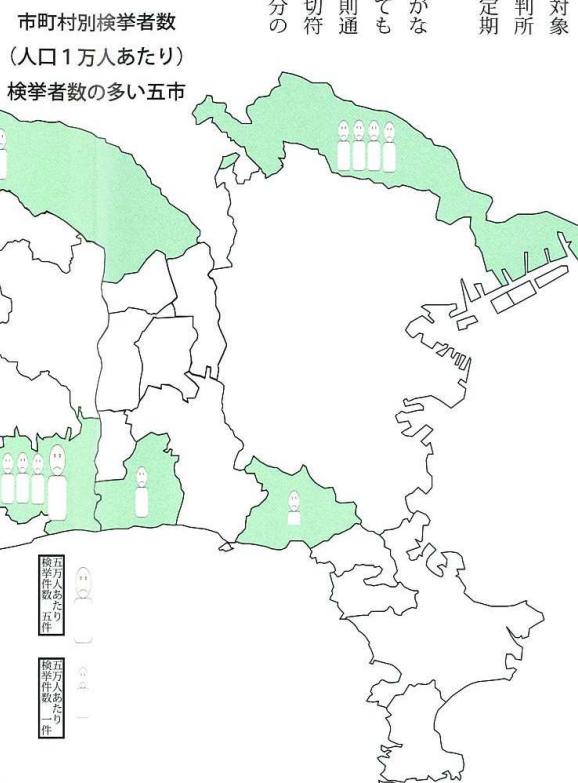
赤切符・青切符とは？

『道路交通法』は、自動車・二輪車の運転者の比較的軽微な交通違反（一時停止違反・信号無視・駐車違反・整備不良・携帯電話使用等）については、交通違反通告制度に基づき「交通違反通告書・通告書（一般的に用紙の色から青切符と呼ばれます）」が交付されます。これは、期日内に反則金を納付すれば、前科がつかないというものです。それより悪質なものの（スピード違反や酒気帯び運転など）については交通切符（用紙の色から赤切符と呼ばれます）が交付され、刑事処分の対象となり、起訴されると簡易裁判所で罰金刑などが科せられ、一定期間罰金も科されます。

ところで、運転免許の交付がなされない自転車の違反に対しても罰則が課せられます。交通反則通告制度の対象でないため、赤切符がいきなり交付され、刑事処分の対象とされます。

自転車の危険走行などが社会問題として大きく取り上げられるようになる中、神奈川県警察は、從来自転車の交通違反に対しでは違反項目や注意項目が書かれた『警告カード』を交付することで対応してきました。しかし、指導・注意喚起だけでは事故・違反を減少させることができず、昨年は自転車事故が全事故件数の中に占める割合が高い悪質化した。そこで、今年より交通事故を起こす可能性の高い悪質な自転車運転者に対する対応が、交通違反に、より厳しく対応するため、積極的に赤切符を交付するよう方針を転換しました。その結果、昨年は一年間で二件であった交付件数が、今年上半期（一月～六月）だけで一〇九八件と急増しています。

悪質自転車に即赤切符



交通違反のリスク

自転車運転中に交通事故を引き起こした場合、民事上と刑事上の責任が発生します。

平成二十五年七月、神戸

地方裁判所は、自転車に乗った小学生が歩行者と衝突して、相手に意識不明の重傷を負わせた交通事故について、地方法院は、自転車側に高額賠償を命じる判例は、これからますます増えるものと考えられます。

また、赤切符を交付され罰金刑を科せられた場合であっても、新たな法令違反を犯さない限り、五年で前科は消滅します。しかし、その期間は罰金の履歴を記載しないと履歴証となります。更に、一部の職業に關しては、免許・資格を与えられないというリスクを負うこともあります。取りたくないよう、日頃から交通法規の遵守を忘れないで自転車を走行させてください。

平成25年上半年（1月～6月）自転車の交通違反違反別検挙件数（神奈川県）

交通違反	件数(占める割合)	罰則
1 信号無視	818 (74.5%)	3箇月以下の懲役又は5万円以下の罰金
2 踏切の無理な横断	238 (21.7%)	3箇月以下の懲役又は5万円以下の罰金
3 ブレーキの不良	22 (2.0%)	5万円以下の罰金
4 二人乗り	7 (0.6%)	2万円以下の罰金
5 携帯電話使用	4 (0.4%)	5万円以下の罰金
6 一時不停止	1 (0.1%)	3箇月以下の懲役又は5万円以下の罰金
7 その他	8 (0.7%)	
合計	1098 (100.0%)	

注) 上記以外の主な罰則

無灯火・傘さし運転 5万円以下の罰金

歩行者の通行妨害・並進走行 2万円以下の罰金

神奈川県ホームページ→教育・文化・スポーツ
<http://www.pref.kanagawa.jp/life/3/>

教育の安心・安全→生徒指導・保健体育
<http://www.pref.kanagawa.jp/life/3/12/68/>



自転車交通安全教育の時間
「チリリン・タイム」
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f187/>

概況（統計資料）：
平成24年度発行「PDF」ファイル
・「スタートかながわ」とは
・主要事業

*本誌「交通安全教育資料」のバックナンバーもご覧いただけます

神奈川の交通安全教育
ネットで検索!
現在、神奈川県教育委員会ホームページにア
クセスすると、県内高校生の交通事故発生件数
についての資料、県警編集の『チリントかなか
バ』などが閲覧可能です。



地区	開催日時	開催場所	テーマ
横浜北	11月6日(水) 13:30~	都筑公会堂	語り合おう、私たちの交通安全
横浜中	11月15日(金) 14:00~	よこはま看護専門学校	守ろうルール、守ろう安全、 大切な命は一つだけ
横浜南	11月19日(火) 13:30~	地域市民力ながわプラザ (あーすぶらざ)	画面より 現実見よう 君の目で
川崎	11月22日(金) 13:20~	川崎市総合福祉センター (エポックなかはら)	はじめよう、命を守る 交通安全
横・三	11月19日(火) 13:30~	横須賀市総合福祉社会館	安全第一～無事故の意識～
鎌・湘	10月30日(水) 13:30~	茅ヶ崎市民文化会館	交通安全～私たちが主役～
平・秦	11月28日(木) 13:30~	平塙市中央公民館	「尊き命」守れ！ 一人ひとりの身の安全
県 西	11月15日(金) 13:00~	大井町生涯学習センター	「安全」はあせらず、無理せず、油断せず！ ～私には 家で 家族が待っています～
県 東	11月22日(金) 13:20~	海老名市文化会館	ながら運転、事故の元
相模原	11月21日(木) 13:00~	杜のホールほしもと	命より大切なものってありますか？ ～知ろう 守ろう～

スケアード・ストレイト今年も公開!

高校	開催日時	対象生徒	雨天時
高 浜	10月21日(月) 13:45~	全学年 約700名	雨天プログラムで実施
藤沢工科	11月13日(水) 12:00~	1, 2学年 約480名	雨天プログラムで実施

*公開に関する案内は9月17日付けで、各校宛に送付しています。